

個人情報保護制度の実施状況

令和3年度高岡市個人情報保護実施状況報告書

高岡市総務部総務課

令和4年8月

目 次

I 個人情報保護制度の概要

1	個人情報保護制度	1
(1)	目的	1
(2)	対象となる「個人情報」	1
(3)	実施機関	1
2	個人情報を取り扱う市の責務	1
(1)	保有の制限	1
(2)	取得の制限	2
(3)	正確性の確保、安全確保の措置	2
(4)	委託に伴う措置	2
(5)	利用及び提供の制限	2
(6)	オンライン結合による提供制限	2
(7)	個人情報取扱事務の登録・閲覧	3
3	開示、訂正及び利用停止	3
(1)	開示、訂正及び利用停止請求権	3
(2)	不開示情報	3
(3)	請求の方法	3
(4)	死者の個人情報の開示、訂正及び利用停止請求権	4
(5)	請求の期限	4
(6)	開示、訂正又は利用停止の決定等	4
(7)	簡易開示制度	4
(8)	審査請求	4
(9)	法令等との調整	5
4	高岡市個人情報保護審議会	5
5	出資法人の個人情報保護	5
6	罰則	5

II 令和3年度個人情報保護制度の実施状況

1	保有個人情報の開示請求の状況	6
(1)	書面による保有個人情報の開示請求	6
(2)	口頭による保有個人情報の開示請求	6
(3)	保有個人情報の開示請求に係る審査請求の処理状況	7
2	保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求実施状況	7
3	保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求に係る審査請求の状況	7
4	個人情報保護審議会の開催状況	7

資 料

- 1 高岡市個人情報保護条例〔平成17年11月1日施行〕
- 2 高岡市情報公開・個人情報保護審査会条例〔平成17年11月1日施行〕

I 個人情報保護制度の概要

1 個人情報保護制度

(1) 目的

高岡市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第1条において、高岡市の個人情報保護制度の目的が明らかにされています。

第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、市の実施機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(2) 対象となる「個人情報」

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）です。

本市では、死者の個人情報についても、その取扱いによっては死者の名誉などが損なわれるおそれがあるため、保護の対象としています。

また、個人情報のうち、個人番号をその内容に含む個人情報を「特定個人情報」とし、それ以外の個人情報よりも厳格な保護措置を講じています。

なお、平成30年3月の条例改正により、それ単体で個人情報となる「個人識別符号」や、本人に対する不当な差別又は偏見を生じないように取扱いに特に配慮を要する「要配慮個人情報」を新たに定義しました。（平成30年4月1日施行）

(3) 実施機関

個人情報保護制度は、市のすべての機関で実施しています。

- ① 市長 ② 教育委員会 ③ 選挙管理委員会 ④ 監査委員
- ⑤ 公平委員会 ⑥ 農業委員会 ⑦ 固定資産評価審査委員会 ⑧ 上下水道事業管理者
- ⑨ 消防長 ⑩ 議会

2 個人情報を取り扱う市の責務

条例は「個人情報を適正に取り扱う市の責務」及び「自己の個人情報の開示請求などができる権利」の大きく2つの柱からなっています。このうち、「個人情報を適正に取り扱う市の責務」については以下のとおり実施機関における個人情報の適正な取扱いに対するルールを定めています。

(1) 保有の制限

個人情報を保有するに当たっては、所掌事務の遂行に必要な場合に限り、利用目的を特定しなければなりません。また、利用目的の範囲を超えて保有してはなりません。

(2) 取得の制限

- ・ 個人情報を取得するときは、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければなりません。
- ・ 個人情報は一定の例外事項に該当する場合を除き、原則として本人から取得しなければならないこと及び思想、信条又は信教に関する個人情報等は取得しないことを定めています。
- ・ 本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、原則として本人に対し、その利用目的を明示しなければなりません。

(3) 正確性の確保、安全確保の措置

- ・ 個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければなりません。
- ・ 個人情報の漏えい、滅失、き損の防止等適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

(4) 委託に伴う措置

個人情報の取扱いを委託する際には、個人情報の保護に必要な措置（※）を講じなければなりません。

※ 「個人情報の保護に必要な措置」としては、受託者として信頼できる者を選定すること、契約書等に受託者が遵守すべき事項を明記することなどが挙げられます。

委託契約に当たっては、「個人情報取扱委託指針」及び当該指針の「特定個人情報取扱特記事項」「個人情報取扱特記事項」を参考に、当該受託者が保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう契約を取り交わすこととなります。当該措置を講ずることを怠り、個人情報の漏えい、滅失若しくはき損があったとき、又は著しく不適正な個人情報の取扱いがあったときは、受託者の名称等を公表することができることを当該契約に定めることとされています。

(5) 利用及び提供の制限

特定個人情報以外の保有個人情報は、一定の例外事項に該当する場合を除き、原則として利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならないことを定めています。

特定個人情報の目的外利用については「人の生命、身体又は財産保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に限定しています。

(6) オンライン結合による提供制限

オンライン結合（※）による個人情報の提供は、一定の例外事項に該当する場合を除き原則行わないことを定めています。

※ オンライン結合…実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の国、市町村等が管理する電子計算機やその端末機等の機器とを電気通信回線を用いて接続すること。

(7) 個人情報取扱事務の登録・閲覧

個人情報取扱事務（個人の氏名その他の記述等により個人を容易に検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用する事務）は登録し、閲覧に供しなければなりません。

※ 個人情報取扱事務登録簿は、情報公開窓口（本庁舎2階）で閲覧できます。

3 開示、訂正及び利用停止

条例のもう一つの柱である「開示請求等の市民の権利」については、以下のとおり開示、訂正及び利用停止の手続きについて定めています。

(1) 開示、訂正及び利用停止請求権

- ・ 何人も実施機関に対し、自己の個人情報の開示を請求できます。
- ・ 何人も開示された自己の個人情報の内容が事実でないと思うときは、訂正を請求できます。
- ・ 何人も開示された自己の個人情報が、保有、取得、利用・提供の制限に違反して取り扱われていると思うときは、利用停止（利用の停止・消去又は提供の停止）を請求できます。

(2) 不開示情報

実施機関が保有している個人情報は開示することが原則ですが、次の情報については例外的に開示されません。

- ① 法令秘情報（法律で公にすることができないと定められている情報など）
- ② 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- ③ 開示請求者以外の個人情報（開示請求者以外の特定の個人が識別される情報など）
- ④ 法人等情報（法人などの正当な利益を害するおそれのある情報など）
- ⑤ 公共の安全等情報（公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報）
- ⑥ 審議、検討等情報（市や国などの内部での審議、検討等を行うにあたり、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報など）
- ⑦ 事務事業執行情報（市や国などが行う事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報）
- ⑧ 死者以外の者に開示することが社会通念上適切でない情報（開示することにより死者の名誉を損なうおそれがあると認められる情報など）

(3) 請求の方法

開示請求は、保有個人情報開示請求書に必要事項を記入し、情報公開窓口（本庁舎2階）に提出して行います。原則として本人に限り請求が認められている制度のため、請求の際には本人であることを証明する書類（運転免許証など）が必要です。

保有特定個人情報については「本人の委任による代理人（任意代理人）」による請求が認められています。任意代理人が請求する際には、その資格を証明する書類（保有特定個人情報本人の印鑑証明書を添付した委任状）が必要です。

(4) 死者の個人情報の開示、訂正及び利用停止請求権

本市では、死者の個人情報について一定の範囲の遺族から開示、訂正及び利用停止請求権を認めています。

ア 請求できる遺族の範囲

- ① 配偶者 ② 子及び父母
- ③ ①②に掲げる者がいない場合にあっては、当該死者の2親等の血族又は1親等の姻族である者

イ 遺族全員に対する意見聴取

開示請求に対する決定を行うに当たり、開示請求者以外の遺族に対して意見書を提出する機会を与えなければならないこととされています。

(5) 請求の期限

個人情報の訂正請求及び利用停止請求については、個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内に行う必要があります。

(6) 開示、訂正又は利用停止の決定等

実施機関は、開示請求にあっては請求があった日から起算して15日以内に、訂正請求又は利用停止請求にあっては請求があった日から30日以内に、開示、訂正又は利用停止の決定等をし、請求者にその内容を通知します。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り、決定の期間を延長することができます。(なお、開示請求にあっては、対象となる個人情報著しく大量であった場合、訂正又は利用停止請求にあっては、決定等に特に長期間を要すると認めるときは、決定等の期限の特例があります。)

(7) 簡易開示制度

各種試験等の結果など、情報の内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律に行い得るもので、開示請求に対し直ちに開示を実施することができる保有個人情報については、開示請求者の負担を軽減するとともに、事務の効率的な運用を図るため、通常の開示の請求、開示の決定及び実施の手続の例外として、簡易な方法で開示の請求ができ、実施機関も簡易な手続で開示の実施ができる制度を設けています。

(8) 審査請求

開示請求者が実施機関の不開示決定等に不服がある場合は、審査請求をすることができます。実施機関は、審査請求があった場合、原則として高岡市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その答申を尊重し審査請求について裁決を行います。

審査会は、審査請求に対して慎重かつ公正な判断を行うために設置された地方自治法第138条の4第3項に規定する市長の附属機関で、学識経験者5人以内で組織され、実施機関からの諮問に応じて調査審議し、答申を行います。

(9) 法令等との調整

法令等に開示を認める規定はあるが訂正、利用停止が規定されていないときは、当該法令等に反しない限り、本条例に基づき訂正請求、利用停止請求ができます。

4 高岡市個人情報保護審議会

次の事務を行うため、附属機関として「高岡市個人情報保護審議会」を設置しています。

- ① 条例の規定によりその権限に属させられた事項に係る事務
 - ・ 条例第 5 条第 5 項の規定により、取得の制限の例外に関する規則の制定又は改廃について意見を述べること。
 - ・ 条例第 9 条第 4 項の規定により、利用及び提供の制限の例外に関する規則の制定又は改廃について意見を述べること。
 - ・ 条例第 10 条第 2 項の規定により、電子計算機等の結合による提供の制限の例外に関する規則の制定又は改廃について意見を述べること。
- ② 個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ調査審議すること。

5 出資法人の個人情報保護

情報公開制度と同様、出資法人についてもこの条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めます。また、実施機関は当該出資法人に対する指導に努めます。

6 罰則

実施機関における個人情報の適正な取扱いとこれに対する市民の信頼を確保するため、実施機関の職員等による個人情報の漏洩等に対する罰則規定を設けています。

【主な罰則規定】

主体	対象情報	行為	量刑
・ 実施機関の職員又は職員であった者 ・ 受託業務又は指定管理業務に従事している者又は従事していた者	業務に関して知り得た保有個人情報	自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
実施機関の職員	個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集	
偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者			5 万円以下の過料

Ⅱ 令和3年度個人情報保護制度の実施状況

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による保有個人情報の開示請求

条例第13条の規定による書面による保有個人情報の開示請求の件数は、全体で19件あり、実施機関別では、市長に対する請求が12件、教育委員会に対する請求が7件であり、請求者は、本人からの請求が10件、遺族からの請求が5件、法定代理人からの請求が4件となっています。

表1 実施機関別の書面による開示請求件数と決定状況

実施機関・部局		書面による保有個人情報開示請求							その他 (取下げ)
		請求件数 (件)	決定状況(件)					存否応 答拒否	
			全部開示	部分開示	不開示	不開示 情報	不存在		
市長 部 局	市長政策部	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務部	6	6	0	0	0	0	0	0
	産業振興部	0	0	0	0	0	0	0	0
	市民生活部	3	1	1	1	0	1	0	0
	福祉保健部	3	1	1	1	0	1	0	0
	都市創造部	0	0	0	0	0	0	0	0
	市民病院	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計課	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	12	8	2	2	0	2	0	0
	教育委員会	7	0	7	0	0	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
	消防長	0	0	0	0	0	0	0	0
	議会	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	19	8	9	2	0	2	0	0

(2) 口頭による保有個人情報の開示請求

条例第25条の規定による試験等の結果についての簡易な方法(口頭)による保有個人情報の開示請求の件数は、29件となっています。

実施機関は、市長となっています。試験別では、市職員採用試験(16件)、市会計年度任用職員採用試験(13件)となっています。

表2 口頭による開示請求件数の試験別内訳

試験等名	主務課	件数
令和3年度市職員採用試験（第1期）第2次試験	人事課	8
令和3年度市職員採用試験（第2期）第1次試験	人事課	3
令和3年度市職員採用試験（第2期）第2次試験	人事課	1
令和3年度市職員採用試験（第3期）第2次試験	人事課	4
令和4年度勤務 市会計年度任用職員採用試験	人事課	13
合 計		29

(3) 保有個人情報の開示請求に係る審査請求の処理状況

令和3年度は、保有個人情報の開示請求に係る審査請求はありませんでした。

2 保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求実施状況

令和3年度は、条例第27条の規定による保有個人情報の訂正請求並びに条例第35条の規定による保有個人情報の利用停止請求は、ありませんでした。

3 保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求に係る審査請求の状況

令和3年度は、保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求に係る審査請求はありませんでした。

4 高岡市個人情報保護審議会の開催状況

令和3年度は、高岡市個人情報保護審議会の開催はありませんでした。

資 料

○高岡市個人情報保護条例

平成17年11月 1 日
条例第26号

改正 平成18年 3月20日 条例第 2号
平成19年 9月20日 条例第32号
平成21年 3月24日 条例第 2号
平成25年12月18日 条例第39号
平成27年 3月19日 条例第 4号
平成27年 9月29日 条例第42号
平成28年 3月23日 条例第 4号
平成29年 3月21日 条例第 2号
平成29年 9月19日 条例第33号
平成30年 3月23日 条例第 3号
令和 3年 9月16日 条例第42号
令和 4年 3月25日 条例第 2号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 実施機関における個人情報の取扱い(第 4 条—第12条)
- 第 3 章 開示、訂正及び利用停止
 - 第 1 節 開示(第13条—第26条)
 - 第 2 節 訂正(第27条—第34条の 2)
 - 第 3 節 利用停止(第35条—第40条)
 - 第 4 節 審査請求(第40条の 2—第43条)
 - 第 5 節 法令等との調整(第44条)
- 第 4 章 高岡市個人情報保護審議会(第45条—第47条)
- 第 5 章 雑則(第48条—第52条)
- 第 6 章 罰則(第53条—第55条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、市の実施機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいう。

2 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別すること

ができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

3 この条例において「個人識別符号」とは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

5 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(高岡市情報公開条例(平成17年高岡市条例第25号)第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

6 この条例において「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。

7 この条例において「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。

8 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

9 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第34条の2において同じ。)の規定により記録された特定個人情報をいう。

10 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関の責務等)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報を適正に取り扱うとともに、個人の権利利益を侵害しないよう、必要な措置を講じなければならない。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、所掌する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(取得の制限)

第5条 実施機関は、個人情報を取得するときは、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、本人から取得しなければならない。

(1) 法令若しくは他の条例(以下「法令等」という。)の規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示(以下「国の機関からの法令による

指示」という。)に基づくとき。

- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているものから取得するとき。
- (5) 国、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)又は他の地方公共団体から取得することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
- (6) 他の実施機関から提供を受けるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、利用目的を達成するため相当な理由があるものとして規則で定める場合

3 実施機関は、次に掲げる場合を除き、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取得してはならない。

- (1) 法令等の規定又は国の機関からの法令による指示に基づくとき。
- (2) 利用目的を達成するために必要で欠くことができないものとして規則で定める場合

4 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、市、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

5 市長は、第2項第7号若しくは第3項第2号の規則の制定若しくは改廃をしようとするとき又は電磁的記録に記録する個人情報の記録項目を設定し、追加し、変更し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ高岡市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、実施機関が緊急かつやむを得ない理由により高岡市個人情報保護審議会の意見を聴くことができない場合は、この限りでない。

6 前項ただし書に規定する場合においては、事後速やかに高岡市個人情報保護審議会に報告するものとする。

(正確性の確保)

第6条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第7条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び市の公の施設の管理を行う指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が公の施設の管理に係る業務(以下「指定管理業務」という。)を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第8条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第2項の受託業務若しくは指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、法令等の規定又は国の機関からの法令による指示に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条、第11条及び第44条第2項において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関が所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 他の実施機関、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、所掌する事務又は事業の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当な理由があるものとして規則で定める場合

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 市長は、第2項第5号の規則の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、高岡市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条及び第35条の2において同じ。)を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときには、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(情報提供等記録の利用の制限)

第9条の4 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

(電子計算機等の結合による提供の制限)

第10条 実施機関は、次に掲げる場合を除き、当該実施機関の使用に係る電子計算機と実施機関以外の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線(光ファイバーケーブル、無線等を含む。)で接続し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法により提供してはならない。

(1) 法令等の規定又は国の機関からの法令による指示に基づくとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして規則で定める場合

2 市長は、前項第2号の規則の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、高岡市個人情報保護審議会の意見を聴かななければならない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第11条 実施機関は、第9条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を容易に検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の閲覧に供しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 記録される個人情報の利用目的
- (4) 記録される個人の範囲
- (5) 記録される個人情報の項目
- (6) 記録される要配慮個人情報の項目
- (7) 記録される個人情報の取得先
- (8) 記録される個人情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合は、その提供先
- (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 市、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの
- (2) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する個人情報を取り扱う個人情報取扱事務であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱うもの

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、本人に代わって当該実施機関の保有する当該未成年者又は成年被後見人を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

3 死者の個人情報については、次に掲げる者(以下「遺族」という。)は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する当該死者を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- (1) 当該死者の配偶者(届出をしていないが、当該死者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の

事情にあった者を含む。)

(2) 当該死者の子及び父母

(3) 前2号に掲げる者がいない場合にあっては、当該死者の二親等の血族又は一親等の姻族である者

4 前3項に定めるもののほか、保有特定個人情報については、本人の委任を受けた代理人は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、本人に代わって、当該実施機関の保有する代理人に代理を委任した本人の保有特定個人情報の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第14条 前条各項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 前条第1項の規定による開示の請求 開示の請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類

(2) 前条第2項の規定による開示の請求 開示の請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であることを示す書類

(3) 前条第3項の規定による開示の請求 開示の請求に係る保有個人情報の本人である死者の遺族であることを示す書類

(4) 前条第4項の規定による開示の請求 開示の請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であることを示す書類

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定又は国の機関からの法令による指示により、開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求(第13条第3項の規定による開示の請求を除く。)に係る保有個人情報の本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者(第13条第2項の規定による開示の請求にあっては当該開示の請求に係る保有個人情報の本人である未成年者又は成年被後見人をいい、同条第3項の規定による開示の請求にあっては当該開示の請求に係る保有個人情報の本人である死者をいい、同条第4項の規定による開示の請求にあっては当該開示の請求に係る保有特定個人情報の本人をいう。以下この号(アを除く。)及び次号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる

ることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者(第13条第2項の規定による開示の請求にあつては当該開示の請求に係る保有個人情報の本人である未成年者又は成年被後見人を行い、同条第4項の規定による開示の請求にあつては当該開示の請求に係る保有特定個人情報の本人をいう。)が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が規則で定める職にある職員である場合その他開示することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 市、国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、

その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 第13条第3項の規定による開示の請求に係る保有個人情報の本人である死者以外の者に開示することが社会通念上適切でない認められる情報

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用することができる。

(裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(第15条第1号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第4項第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第21条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内(第14条第3項の規定による補正に要した期間を除く。)にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次

に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(事案の移送)

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下第33条第1項及び第34条において同じ。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第19条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る保有個人情報に、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下この条、第42条及び第43条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第15条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第41条及び第42条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第13条第3項の規定による開示の請求があったときは、開示決定等を行うに当たって、当該開示の請求をした者以外の遺族に対し、当該開示の請求に係る第14条第1項第2号に掲げる事項その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該遺族の所在が判明しない場合は、この限りでない。

5 前項の場合において、実施機関が開示決定等をしたときは、当該実施機関は、直ちに、同項の規定により意見書の提出の機会を与えられた遺族に対し、開示決定等をした旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第24条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者(以下この項において「開示を受ける者」という。)は、規則で定めるところにより、開示を受ける者であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

(簡易開示請求)

第25条 規則で定める保有個人情報に係る第13条第1項の規定による開示の請求は、第14条第1項の規定にかかわらず、規則で定める簡易な方法により行うことができる。

2 前項の簡易な方法により開示の請求をする者は、開示の請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類で規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第1項の簡易な方法による開示の請求があつたときは、第19条及び前条の規定にかかわらず、規則で定める方法により直ちに開示するものとする。

(費用負担)

第26条 第24条第1項又は前条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者は、文書又は図画の写しの作成及び送付に要する費用その他の開示の実施に要する費用として、規則で定める額の費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第27条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 第25条第3項の規定により開示を受けた保有個人情報

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人を本人とする保有個人情報(前項第1号に掲げるものに限る。次項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、本人に代わって当該保有個人情報の訂正を請求することができる。

3 死者の個人情報については、遺族は、当該死者を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。

4 前3項に定めるもののほか、保有特定個人情報については、本人の委任を受けた代理人は、第1項第1号に掲げる保有個人情報のうち、代理人に代理を委任した本人の保有特定個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、本人に代わって当該保有特定個人情報の訂正を請求することができる。

5 前各項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内に行なければならない。

(訂正請求の手続)

第28条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 訂正請求をする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類又は資料を提示し、又は提出しなければならない。

3 第1項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 前条第1項の規定による訂正の請求 訂正の請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類
- (2) 前条第2項の規定による訂正の請求 訂正の請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であることを示す書類
- (3) 前条第3項の規定による訂正の請求 訂正の請求に係る保有個人情報の本人である死者の遺族であることを示す書類
- (4) 前条第4項の規定による訂正の請求 訂正の請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であることを示す書類

4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第29条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第30条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第31条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第28条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第32条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第33条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報(第22条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第30条第1項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第34条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第34条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第35条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(第27条第1項各号に掲げる保有個人情報であつて、保有特定個人情報を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人を本人とする保有個人情報(第27条第1項第1号に掲げる保有個人情報であつて、保有特定個人情報を除く。次項において同じ。)が前項各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、本人に代わつて当該各号に定める措置を請求することができる。

3 死者の個人情報については、遺族は、当該死者を本人とする保有個人情報が第1項各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

4 前3項の規定による利用停止の請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

(保有特定個人情報の利用停止請求権)

第35条の2 何人も、第27条第1項各号に掲げる保有個人情報のうち、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条の規定に違反して取得されたものであるとき、第9条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任を受けた代理人は、第27条第1項第1号に掲げる保有個人情報のうち、当該未成年者若しくは成年被後見人又は代理人に代理を委任した本人の保有特定個人情報が前項各号のいずれかに該当すると本人、法定代理人又は代理人が思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、本人に代わって当該各号に定める措置を請求することができる。

3 前項に定めるもののほか、死者の保有特定個人情報については、遺族は、第27条第1項第1号に掲げる保有個人情報のうち、当該死者を本人とする保有特定個人情報が第1項各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

4 前3項の規定による利用停止の請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第36条 前2条の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 第35条第1項又は前条第1項の規定による利用停止の請求 利用停止の請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類

(2) 第35条第2項又は前条第2項の規定による利用停止の請求 利用停止の請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は代理人であることを示す書類

(3) 第35条第3項又は前条第3項の規定による利用停止の請求 利用停止の請求に係る保有個人情報の本人である死者の遺族であることを示す書類

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第37条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
(利用停止請求に対する措置)

第38条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
(利用停止決定等の期限)

第39条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第36条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
(利用停止決定等の期限の特例)

第40条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4節 審査請求

(審理員の指名の適用除外)

第40条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求等に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第41条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求等に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、高岡市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第42条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第43条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5節 法令等との調整

(法令等との調整)

第44条 前章及び第1節から前節までの規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)に含まれる個人情報
 - (2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
 - (3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- 2 第1節から前節までの規定は、保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、当該保有個人情報の開示(当該法令等が定める方法と同一の方法(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。))による開示に限る。)、訂正又は利用停止については、適用しない。
- 3 法令等の規定により実施機関から開示を受けた保有個人情報について、当該法令等により訂正又は利用停止に関する特別の手続が定められていないときは、当該法令等に反しない限り、当該法令等の規定により受けた開示を第24条第1項の規定により受けた開示とみなして、第27条第1項又は第35条第1項の規定を適用する。

第4章 高岡市個人情報保護審議会

(設置)

第45条 次に掲げる事務を行うため、高岡市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項に係る事務
- (2) 個人情報の保護に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ調査審議すること。

(組織)

第46条 審議会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第47条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(出資法人の個人情報保護)

第48条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて規則で定めるもの(次項において「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第49条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第50条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(実施状況の公表)

第51条 市長は、毎年1回、各実施機関の保有個人情報の開示、訂正、利用停止等についての実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第53条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は第7条第2項の受託業務若しくは指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の高岡市個人情報保護条例(平成16年高岡市条例第12号)又は福岡町個人情報保護条例(平成15年福岡町条例第27号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年 3月20日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年 9月20日条例第32号)

この条例は、平成19年10月 1日から施行する。

附 則(平成21年 3月24日条例第2号)

この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則(平成25年12月18日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に第2条、第3条、第5条から第10条まで、第14条又は第15条の規定による改正前の高岡市情報公開条例、高岡市個人情報保護条例、高岡市水洗便所改造資金貸付基金条例、高岡市下水道条例、高岡市下水道事業受益者負担に関する条例、高岡市地域下水道条例、高岡市農業集落排水処理施設条例、高岡市農業集落排水事業分担金の徴収に関する条例、高岡市水道事業給水条例又は高岡市工業用水道給水条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のこれらの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成27年 3月19日条例第4号)

この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則(平成27年 9月29日条例第42号)

この条例は、平成27年10月 5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成28年 1月 1日

(2) 第3条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

附 則(平成28年 3月23日条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年 4月 1日から施行する。

(高岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行前に高岡市情報公開条例又は高岡市個人情報保護条例の規定によりされた処分又は不作為については、なお従前の例による。

附 則(平成29年 3月21日条例第2号)

この条例は、平成29年 5月30日から施行する。

附 則(平成29年 9月19日条例第33号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年 3月23日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

(高岡市情報公開条例の一部改正)

- 2 高岡市情報公開条例(平成17年高岡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和 3年 9月16日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月25日条例第2号)
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○高岡市情報公開・個人情報保護審査会条例

平成17年11月1日

条例第20号

改正 平成28年3月23日条例第4号

令和元年6月27日条例第2号

(設置)

第1条 高岡市情報公開条例(平成17年高岡市条例第25号)第18条及び高岡市個人情報保護条例(平成17年高岡市条例第26号)第41条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、高岡市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織等)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第3条 審査会は、第1条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため必要があると認めるときは、諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、開示決定等(高岡市情報公開条例第11条各項並びに高岡市個人情報保護条例第19条各項、第30条各項及び第38条各項に規定する決定をいう。以下同じ。)に係る公文書(高岡市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提出された公文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問実施機関に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第4条 審査会は、審査請求人等(審査請求人又は参加人をいう。次項、第5条及び第7条において同じ。)から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

2 審査請求人等は、前項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられたときは、審査会の承認を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(提出資料の閲覧等)

第5条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定により写しの交付を受ける審査請求人等は、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

5 審査会は、第3項の規定により交付を受ける審査請求人等が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(調査審議手続の非公開)

第6条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第7条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人等に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(高岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行前に高岡市情報公開条例又は高岡市個人情報保護条例の規定によりされた処分又は不作為については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

別表(第5条関係)

	区分	金額
1	第5条第1項に規定する意見書又は資料(以下「対象書面等」という。)を複写機により複写したもの(カラーで複写したものを除く。)又は同項に規定する電磁的記録(以下「対象電磁的記録」という。)を印刷物として出力したもの(カラーで出力したものを除く。)	1枚につき 10円
2	対象書面等を複写機によりカラーで複写したもの又は対象電磁的記録を印刷物としてカラーで出力したもの	1枚につき 60円
3	前2項に掲げる以外の方法により複写したもの	当該複写したものの作成に要する費用に相当する額

備考

- 1 複写機により複写する場合又は印刷物として出力する場合は、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙を用い、対象書面等がこれを超える大きさのものであるときは、数枚に分けて写しを作成するものとし、その枚数により費用の額を算定する。
- 2 用紙の両面に複写又は出力して写しを作成する場合は、片面を1枚として算定する。
- 3 市以外のものに発注して写しを作成した場合における費用の額は、この表に定める額にかかわらず、当該発注に係る費用の額とする。

個人情報保護制度の実施状況

令和 4 年 8 月発行

高岡市総務部総務課

〒933-8601

富山県高岡市広小路 7 番50号

TEL 0766-20-1242

e-mail : somu@city.takaoka.lg.jp